

松山赤十字病院地域医療連携ネットワーク運用規程

(目的)

第1条 松山赤十字病院地域医療連携ネットワーク（以下、「連携ネットワーク」という）は、松山赤十字病院（以下、「当院」という）の連携医療施設の医師及び歯科医師が、患者の同意のもと、当院における診療情報を閲覧可能とするため導入したものであり、この規程は、連携ネットワークの安全かつ合理的な運用を確保し、医療情報の適正な管理を図るために必要な事項を定めることを目的とする。

(管理者)

第2条 連携ネットワーク運用管理者（以下「管理者」という。）を置き、院長が指名したものを充てる。

(管理者の責務)

第3条 管理者は、連携ネットワークの運用、機密保持および情報管理について責任を持つ。

2 管理者は、連携ネットワークの利用者を制限または禁止することができる。

3 管理者は、前項の措置を行うに当たっては、地域医療連携委員会に諮るものとする。なお、緊急を要する場合等、委員会に諮ることができない場合には、事後において委員会に報告するものとする。

(利用施設及び利用者)

第4条 連携ネットワークを利用できる施設は、参加申込等の必要な手続きを行なった当院の登録医療施設とし、利用者は当該施設に勤務する当院の登録医とする。

(利用手続き)

第5条 連携ネットワークの利用を希望する施設は、参加申請書、利用者届兼誓約書等の必要書類を当院の患者支援センターへ提出するものとする。

(利用者の責務)

第6条 利用者は、本規程のほか、著作権法（昭和45年法律第48号）、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、及びその他法令等を遵守しなければならない。

2 利用者は、連携ネットワークを適正に利用しなければならない。

3 利用者は、連携ネットワークを通じて閲覧した医療情報について、診療および患者への説明目的以外に使用してはならない。また、その情報を複製・公開・提供してはならない。

4 利用者は、情報セキュリティに十分注意するとともにパスワード等を他の者に利用させてはならない。

5 利用者は、セキュリティを維持するため、連携ネットワークに接続する端末にウイルス対策ソフトを導入し、常に最新のウイルス定義に更新しなければならない。

(利用資格の抹消)

第7条 管理者は、利用者が次の事項のいずれかに該当した場合は、利用資格を抹消することができる。

(1) 利用者が退職、廃業などの理由で本規程の利用者に該当しなくなったとき。この場合、連携ネットワーク利用中止届又は利用者ID変更・抹消届を当院患者支援センターへ提出するものとする。

(2)法令等に違反したとき。

(3)連携ネットワーク上の情報の取り扱いが不適切であり、指導または警告にもかかわらず改善が認められないとき。

(患者の同意)

第8条 連携ネットワークにおいて患者のデータを閲覧可能とする場合には、施設ごとにその内容を患者に説明した上で文書により同意を得なければならない。

(稼働時間)

第9条 連携ネットワークは、常時稼働する。なお、定期的な保守点検の場合は、参加施設に対し事前通知した上で運用を停止する。ただし、不定期に必要となった保守点検・修理等の際には予告なく運用を停止する場合がある。

(機能の変更及び更新)

第10条 連携ネットワークの良好な運用を維持するため、必要な場合は、連携ネットワークに関する機能の変更及び更新を行う。

2 前項の規程により機能の変更及び更新を行う場合は、参加施設に対し事前にその旨を通知する。ただし、緊急その他管理者が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

(ID等の管理)

第11条 利用者は、ID等を適切に管理するとともに、パスワードをあらかじめ定めた一定期間で更新しなければならない。

2 利用者は、次のいずれかに該当する場合は、すみやかに連携ネットワーク利用中止届又は利用者ID変更・抹消届を提出しなければならない。

(1)連携ネットワークの利用を取りやめるとき。

(2)所属施設を退職したとき。

(3)医師及び歯科医師の資格を喪失したとき。

3 参加施設の代表者が前項第1号に該当する場合、当該施設の他の利用者はID変更・抹消届が提出されたものとみなす。

(開示情報の削除)

第12条 管理者は、開示内容が次のいずれかに該当する場合、その全部または一部内容を削除することができる。

(1)開示内容に利用者相互の信頼関係を失墜させるおそれがあるとき。

(2)法令等に違反したとき。

(その他必要事項)

第15条 この規程に定めるもののほか、必要な事項については、地域医療連携委員会に諮り、決定するものとする。ただし、緊急性その他必要があると認める場合は、この限りでない。

附則

(施行期日)

1. この規程は、2018年3月15日から施行する。